

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令

規制の名称：発信者情報開示における電話番号の開示対象への追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課

評価実施時期：令和2年8月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

2001年の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の成立により、匿名の発信者による権利侵害投稿に対する権利回復を可能とするための手段として、発信者情報開示制度が導入された。制定時には開示対象として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令に氏名・名称（第1号）、住所（第2号）、電子メールアドレス（第3号）、IPアドレス及びタイムスタンプ（第4号）が限定列挙されていた。

その後2011年に、プロバイダ責任制限法検証WGによる提言に基づき、利用者識別符号（第5号）、SIMカード識別番号（第6号）、第5号及び第6号に係るタイムスタンプ（第7号）が開示対象に追加され、2015年にはICTサービス安心・安全研究会による提言に基づき、IPアドレスと組み合わせられたポート番号（第4号）が開示対象に追加された。

近年、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツプロバイダの中には、1つのドメイン名に複数のIPアドレスを割り当ててトラフィック量の増減に応じて用いる複数のサーバを自動的に変更するなどの負荷分散手法を活用している場合や、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプの情報を保有していない場合がある等により、IPアドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定していくことが困難な事例が増加している。IPアドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定することができない場合には、発信者を特定して損害賠償請求権の行使等を行うことが不可能となり、被害者救済が図られなくなる懸念がある。

今後、開示対象を新たに追加しない場合、被害者救済が不十分なケースが増加し続けてしまう状況が続くことになる。

以上のような状況をベースラインとする。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

①のとおり、IP アドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定することができない場合には、被害者救済が図られないケースが増加していることが課題であり、コンテンツプロバイダが負荷分散手法を活用していたり、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプの情報を保有していない場合がある等により、IP アドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定していくことが困難な事例が増加していることが、その発生原因である。

【規制の内容】

発信者情報開示の対象となる情報については、プロバイダ責任制限法第4条第1項において「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう」と規定されており、規定されるもの以外を開示対象とすることができないことから、開示関係役務提供者による自主基準や行政指導等の非規制手段により対処を行うことはできないため、「規制」手段を選択した。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用について】

開示対象に電話番号を追加することにより、開示関係役務提供者において、電話番号を開示するための事務手続に関する負担が発生すると考えられるが、従来からの発信者情報開示の仕組みを変更するものではなく費用は限定的である。

【行政費用について】

現行制度上開示請求制度について行政費用は存在せず、開示対象に電話番号を追加することにより新たに行政費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

開示対象に電話番号を追加することにより、発信者を特定できない事例が減少し、被害者救済が図られる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

開示対象に電話番号を追加することにより、権利侵害投稿による被害の救済が図られることとなるが、開示を受けた被害者が収益を得られる等の対価はなく、便益を金銭価値化することは困難である

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

開示対象となる発信者情報として電話番号を追加するものであり、従来からの発信者情報開示の仕組みを変更するものではないため、開示関係役務提供者に発生する費用等副次的な影響等は限定的であると考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、遵守費用や行政費用についての増加は限定的である。
その一方で、開示対象に電話番号が追加されれば、発信者を特定できない事例が減少し、被害者救済が図られると予想される。
以上から、本件追加により得られる利益は、本件追加に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件追加は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案なし

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめにおいて、電話番号をプロバイダ責任制限法の開示対象に追加するため、省令の改正を行うことが適当であるとされたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。
なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事業者へのヒアリング等を通じて、制度の実施状況や社会情勢の変化等を把握する。